

(単位 円)

入札（見積）執行調書

令和 6 年 6 月 3 日
午前 10 時 00 分 執行

工 事 番 号	給水第8号
工 事 名	萩原町西宮重南屋敷地内小口径配水管布設工事
工 事 場 所	一宮市萩原町西宮重字南屋敷地内

指 名 業 者	第 1 回	第 2 回	第 3 回	請 負 代 金 額
(有)滝川水道	1,800,000	決定		1,980,000
		予 定 価 格 (消費税及び地方消費税を含まず)		1,970,000

工 事 種 別	随 意 契 約 理 由
水道施設工事	本工事は、給水申込みに伴う工事であり、工事の円滑かつ適切な施工を確保する必要があるため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号の規定により随意契約とし、当該宅地内工事業者に対して発注するものです。ただし、配水管布設工事負担金が発生する場合は手数料・加入金・負担金の納入が確認出来次第、契約を締結するものです。